

改正 昭和44年4月1日

平成11年4月1日

（設置）

第1条 本市における社会福祉の向上と増進を図るため社会福祉委員（以下「委員」という。）を置く。

（目的）

第2条 委員は、常に市に協力し別に定める担当地区内の社会調査及び保護指導その他社会福祉の増進に努める。

（組織）

第3条 委員は、民生委員、身体障害者相談員及び知的障害者相談員をあて、市長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、民生委員にあつてはその任期とし、身体障害者相談員及び知的障害者相談員にあつては、それぞれその任期とする。

（報酬）

第5条 委員の報酬は、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例により支給する。

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は市長がこれを定める。

附 則

この要綱は、昭和37年12月1日から施行する。

附 則

一部改正は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

一部改正は、平成11年4月1日から施行する。